

## 住みたい！

## 第3期東大道団地の分譲開始！

南越前町では移住・定住人口の増加を目的に、東大道において宅地を分譲します。

分譲団地	分譲面積（坪）	募集区画	分譲価格（坪単価）
第3期東大道団地	約71坪～約157坪	23区画	83,000円

## 募集要件

- 分譲地の引渡し後3年以内に居住のための住宅を建築すること。
- 単身者であっても購入可能。 ※その他の要件は、町ホームページをご確認ください。

## 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、建設整備課に持参または郵送してください。（申込書は、建設整備課または町ホームページから取得してください）※郵送の場合は、必ず配達証明をご利用ください。

## 申込期間

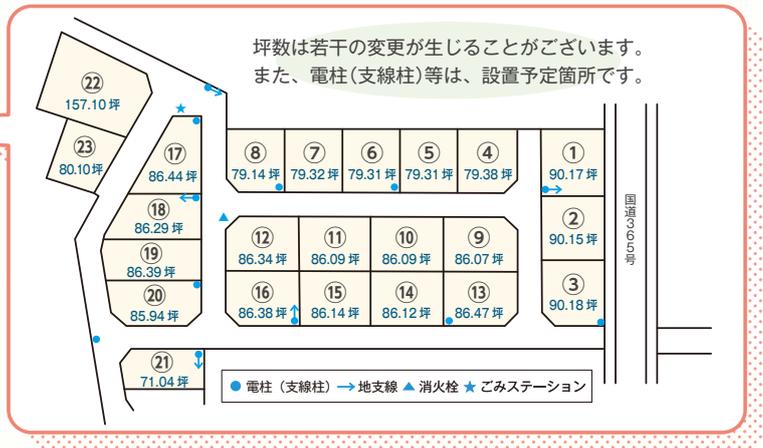
7月25日（金）～8月29日（金） ※郵送の場合8月29日（金）必着  
午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は除く）

## 申込区画数

1世帯につき1区画のみ（同じ区画に応募が重複した場合は、抽選にて決定します）  
※抽選会の詳細については、申込後、別途通知いたします。



第3期  
東大道団地



## 現在整備中の分譲地

北府（湯尾）および桜町（牧谷）において、新たな分譲地を整備しています。分譲面積・価格、分譲要件などの詳細については、分譲販売開始時に町広報紙および町ホームページでお知らせします。

分譲団地（予定）	区画	分譲販売開始（予定）
第2期北府団地（造成中）	8区画	令和8年1月頃
第6期桜町団地（造成中）	7区画	



第2期北府・  
第6期桜町団地



NEW!

## マイホーム新築支援事業補助金！【新規】

人口流出の抑制および人口の増加を促進するため、定住する意思を持っている方に対し、新築工事費用の一部を補助します。



マイホーム  
新築支援事業

### 補助対象

- 新築工事

### 対象者

- 町内で新築住宅を建設する方であつ、以下の全てに該当する方。  
(要件) ・定住者または移住者であること。
  - ・新築住宅の持ち分の2分の1以上の所有権を有すること。
  - ・新築住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たしていること。
  - ・10年以上居住する見込みがある方。
  - ・令和7年7月1日(火)以降に新築住宅にかかる工事請負契約を締結する方。
  - ・補助の対象となる住宅の世帯構成員全員が市区町村税を滞納していないことを証明できる方。

### 補助金の額

上限：500万円(基本額と加算額の合計)

【基本額】新築工事に係る費用の10分の1を乗じて得た額 上限：300万円

【加算額】次の(1)～(3)に該当する金額それぞれを基本額に加算する。

- (1) 町外からの移住者 補助の対象となる住宅の世帯構成員1人当たり 40万円
- (2) 町内建築業者により新築する方 50万円
- (3) 新築する多世帯近居者 50万円

事業者向け

充実!

NEW!

## 宅地の供給促進事業奨励金！【新規】

住宅建築にかかる宅地の供給促進による定住および移住人口の増加を目的に、町内において宅地の売却を行った宅地建物取引業者に対して奨励金を交付します。

### 対象者

- 町内において、宅地を売却した宅地建物取引業者

### 対象要件

宅地建物取引業者が町内において購入した宅地を売却した物件のうち、次の要件の全てに該当すること。

- (1) 宅地1区画当たりの面積が、165平方メートル以上であること。
- (2) 奨励金の交付申請時において、宅地が売却されており、所有権移転登記が完了していること。
- (3) 宅地売却にかかる土地売買契約の締結日が令和7年7月1日(火)以降であること。
- (4) 売却した宅地が過去に奨励金交付の対象になっていないこと。

※奨励金の交付決定日から起算して3年以内に売却した宅地において、住宅建築工事が着工されなかった場合、奨励金の返還対象となります。



宅地の供給促進  
事業奨励金制度

### 奨励金の額

- 1区画の宅地の売却につき100万円

※同じ買主に対して2区画以上の宅地を売却する場合は、100万円を上限とする。

住める！

## 空き家住まい支援事業補助金！【拡充】

空き家住宅の有効活用を図りつつ、定住促進と地域の活性化、良好な住環境を確保することを目的に、空き家の購入またはリフォーム費用の一部を補助しており、令和7年7月から更なる移住・定住を促進するため、補助金額の拡充をしました。

## 補助対象

- 空き家の購入およびリフォームへの補助

## 対象者

以下のいずれかに該当する方。

- 購入およびリフォームする移住者、子育て世帯、新婚世帯、進出企業の従業員等
- 多世帯同居をするために空き家を購入する方
- 多世帯近居をするために空き家を購入する方
- 空き家を賃貸する所有者等



## 補助金の額

補助率：対象経費の3分の1 ※購入の場合は、土地購入費は含まない。

## 【空き家の購入】

補助上限額：空き家バンク登録物件…90万円 (拡充前：60万円)  
空き家バンク未登録物件…60万円 (拡充前：40万円)

加算額：子育て世帯：50万円 (拡充前：30万円)  
安心R (リフォーム) 住宅購入：90万円 (拡充前：60万円)

## 【リフォーム】

補助上限額：空き家バンク登録物件…90万円 (拡充前：60万円)  
空き家バンク未登録物件…60万円 (拡充前：40万円)

加算額：子育て世帯：50万円 (拡充前：30万円)

※多世帯近居の場合は、空き家バンク登録の有無に関係なく限度額 90万円 (拡充前：60万円)

※子育て世帯加算は、空き家の購入とリフォームのいずれか1回のみ



空き家住まい  
支援事業

住める！

## 多世帯同居リフォーム支援事業補助金！【拡充】

町では、良好な住環境を創出するため、多世帯同居をする住宅の改修工事等に必要経費の一部を補助しており、令和7年7月から更なる移住・定住を促進するため、補助金額の拡充をしました。

## 補助対象

- リフォーム工事 (増築・改築・改装・修繕等)

## 対象者

- 新たに同居世帯数が1以上増加する方。ただし、直系卑属の単身者は除く。

## 補助金の額

補助率：対象経費の2分の1

補助上限額：140万円 (拡充前：90万円)



多世帯同居  
リフォーム  
支援事業

## 充実！

# 空き家等解体および撤去事業補助金！【拡充】

町内において、周辺の生活環境等に悪影響を及ぼす空き家等の解体・除去にかかる費用の一部を補助しています。令和7年7月から新たに管理不全空家が補助対象となり、特定空家および管理不全空家については、補助金額を令和9年度まで拡充します。

### 補助対象

- (1)～(3)のいずれかに該当する空き家。
- (1) 南越前町空家等対策推進協議会において、「特定空家」および「管理不全空家」に認定された空き家
  - (2) 雪害、地震、風水害、土砂災害等の自然災害により被害が生じたものであって、かつ、緊急的または予防的な除却を要する空き家
  - (3) 昭和56年5月31日までに着工し、または建築された木造の空家等であって、構造の腐朽または破損等が認められる空き家

### 補助金の額

- (1) 特定空家および管理不全空家（令和9年度まで拡充）  
補助率：対象経費の4/5以内（拡充前：1/3以内）  
補助上限額：**550万円**（拡充前：50万円）
- (2) 特定空家および管理不全空家以外の補助対象空き家  
補助率：対象経費の1/3以内  
補助上限額：30万円  
※(2)は条件に応じて、補助上限額が加算される場合があります。



空き家等解体  
および  
撤去事業補助金  
制度

## 住める！

# 町営住宅入居者募集！

### ○定住化促進住宅 新規募集

#### 物件

■桜町町営住宅 11号棟(4DK) 1戸(南越前町鑄物師 45-14-21)

#### 家賃

26,600円～40,000円

#### 入居資格

- (1) 住宅を必要とし、同居配偶者(婚姻の予約者含む)がある方
- (2) 税金および公共料金の滞納が無い方※優先要件あり

#### 募集期間

7月25日(金)～8月4日(月) 午前8:30～午後5時15分  
※今月新たに入居可能となった住宅のため、募集期間内に応募をお願いします。

### ○定住化促進住宅 随時募集

#### 物件

■甲楽城公営住宅 102(1LDK) 1戸(南越前町甲楽城 16-1-20)

#### 家賃

13,600円～17,000円

#### 入居資格

- (1) 住宅に困窮している中堅所得者
- (2) 税金及び公共料金の滞納が無い方
- (3) 単身者である方

### ○公営住宅 随時募集

#### 物件

- 大鶴目住宅 1号棟 101・201・302号室(3DK) 3戸(南越前町今庄 89-5)
- 大鶴目住宅 2号棟 201号室(3DK) 1戸(南越前町今庄 89-5)
- 甲楽城公営住宅 302号室(3LDK) 1戸(南越前町甲楽城 7-31-1)

#### 家賃

14,400円～23,200円(物件や要件によって異なります)

#### 入居資格

- (1) 住宅に困窮している低額所得者
- (2) 税金及び公共料金の滞納が無い方